

不安定就労者再チャレンジ支援事業の実施に当たっての留意事項

不安定就労者再チャレンジ支援事業（以下「本事業」という。）においては、本事業の利用希望者を選考する場合には、以下の点に留意すること。

1. 本事業の利用希望者から提出された利用申込書の記載内容を踏まえつつ、面接試験等により選考試験を行うこと。
2. 本事業における選考試験においては、利用希望者の能力が、本事業を利用し、修了できる水準にあるか否かのみを判定するものとする。
3. 後に選考方法について不適正な事案（疑いのある事案を含む。）が明らかになった場合には、委託契約書等に基づき、委託者による報告徴収、質問及び立入検査の対象となりうるものであること。

また、虚偽報告、立入検査忌避等した場合は、契約の解除等の対象となりうるものであること。